

# 最近の公害裁判例

## 第9回

建物の解体工事に伴う騒音・振動により、自宅建物に不具合が生じたほか、うつ病の症状が悪化したとして、不法行為に基づく損害賠償請求が認容された事例

公害等調整委員会事務局

平成19年7月27日東京地方裁判所判決  
(判例秘書登載)

### 【事案の概要】

Xは、A市所在の土地及び同土地上の建物（以下「x建物」という。）を所有し、同建物に居住する者である。Y1は、x建物から直線距離で約55m離れたところに所在する土地及び同土地上の建物4棟（以下、このうち遊技場・駐車場として使用された建物を特に「y建物」という。）を所有する者である。Y2は、Y1からy建物ほか3棟の建物解体工事（以下「本件工事」という。）を請け負い、平成16年12月13日から平成17年3月24日までの間、同工事を施工した者である。

本件は、Xが、本件工事による振動によりx建物に外壁の亀裂、サッシの歪み、ドア枠の湾曲、ユニットバスの歪み、クロスの浮き及び皺等の損傷が発生したほか、本件工事による騒音・振動の程度は、規制基準値を超え、受忍限度を超えていたことは明らかであり、これによるストレスが原因で、Xにおいて、うつ病の症状が悪化し、不安・不眠の症状が出たと主張して、共同不法行為（民法719条1項、709条）に基づく損害賠償として、Yらに対し、建物修繕費、慰謝料等411万8157円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

裁判所は、本件工事の振動によりx建物に不具合が生じ、本件工事の騒音・振動は、Xのうつ病の症状の悪化に影響を与えたとして、Xの請求を一部認容した。

### 【裁判所の判断の要旨】

#### 1 振動によるx建物の損傷の発生について

y建物は、重量鉄骨造3階建であり、本件工事の外装材・上部構造部分の取壊等により約2800tのコンクリート塊の廃棄物が発生することが見込まれていたことからすると、本件工事は相当量の騒音・振動が発生したものと考えられ、x建物においては、部屋の中の物が揺れ、食器棚が揺れて音を立て、工事のある日には壁に掛けている時計が遅れるといった現象が発生し、Xとしては、揺れは、震度3よりも強く感じていたものであり、本件工事によりx建物に生じていた騒音・振動の影響も、相当な程度に達していたと認められる。

一方、x建物は、本件工事現場から直線距離にして55m、y建物からは76m程度離れているにとどまるところ、Xがx建物に不具合が生じているのに気付いた時期は、本件工事が行われていた期間中ないし本件工事が終了した直後であること、x建物は平成16年2月に建築された新しい建物であること等からすると、ドアサッシの鍵の施錠が困難になった、脱衣所の扉が開きやすくなった、ユニットバス壁面のプラスチックパネルが重なるようにずれた、外壁にひび割れが発生した及び室内のクロスに皺が発生したとの不具合は、本件工事の振動によるものと推認するのが相当である。

#### 2 騒音・振動によるXの病気の悪化等について

本件工事による騒音・振動は、平成17年2月17日ころから同年3月11日ころまでの間、断続的に続き、現に、x建物に不具合が生じた。そして、Xは、同年1月31日、うつ病と診断され、同年2月15日から自宅療養を続けていたところ、本件工事の騒音・振動により強いストレスを感じ、同年3月上旬ないし中旬ころから、不眠の症状が出現したことが認められ、医師作成の診断書には、Xについて、環境変化によるストレス（工事の騒音）が原因で症状悪化、不安、不眠が出現した、同月から眠剤を、同年4月から抗うつ剤をそれぞれ追加した等記載されていることが認められる。これらの事実及び証拠を併せると、本件工事による騒音・振動は、原告のうつ病の症状の悪化に影響

を与えたものと認められる。

### 3 過失、損害について

Y 2 には X を含む近隣に被害が発生することを防ぐ措置を講じなかった過失があり、Y 1 には本件工事の注文者として Y 2 に対して近隣に被害が発生しないように指示すべき注意義務を怠った過失があるのであり、Y らは、X に対し、共同不法行為に基づき、建物修繕費74万8157円、慰謝料50万円、弁護士費用12万円の合計136万8157円及びこれに対する遅延損害金を連帯して支払う義務がある。

## 【解説】

### 1 受忍限度論との関係について

本件において、当事者は、X の病気の悪化の違法性について、いわゆる受忍限度論に沿った主張をしていましたが、裁判所は、特に受忍限度について言及せずに、本件工事による騒音・振動が、X のうつ病の症状の悪化に影響を与えたとして、Y らの共同不法行為の成立を認めました。

不法行為の成否に係る裁判実務上の受忍限度論とは、不法行為の成立要件である①加害行為、②故意又は過失、③他人の権利又は法律上保護される利益の侵害（違法性）、④損害の発生、⑤加害行為と損害の発生との間の因果関係のうち、③の違法性の判断に係るものであり、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えている場合に、前記③の要件を満たすとする考え方で、これまで多数の公害紛争に関する裁判例において採用されてきたものです。

この受忍限度論において、受忍限度の超過の有無が特に先鋭化するののは、被侵害利益が平穏な生活などのいわゆる相対的な利益の場合です。一方、被侵害権利が、生命・身体や所有権等の物権のようないわゆる絶対的な権利の場合には、そもそも侵害されることが許されないとの権利の性質からして、権利侵害により加害行為の違法性が明白となり、受忍限度の超過の有無が先鋭化しないことが比較的多いといえます（また、このような場合、加害行為側に関する事情と相関的に考えたり、利益衡量をすることはなじまないとして、そもそも受忍限度論を採用すべきではないとの考え方もあります。）。

本件では、裁判所は、違法性の判断において受忍限度に言及していませんが、これは、本件工事の騒音・振動がX のうつ病の症状を悪化させたとの身体侵害により、総合的な考察をするまでもなく、Y らの加害行為の違法性が明白であると判断したものと考えられます。仮に、騒音・振動による被害が、うつ病の症状の出現や悪化といった疾患の出現・悪化にまでは至らず、不眠や不安感により精神的苦痛を受けたとの程度にとどまる場合には、上記の諸要素を総合的に考察して、被害が受忍限度の範囲を超えるか否かの具体的な検討が必要になると考えられます。

### 2 測定結果がない場合における騒音・振動の程度の認定について

本件では、本件工事の騒音・振動の測定結果が証拠として提出されたとの事情はうかがえず、裁判所は、そのほかの種々の事情から、本件工事による騒音・振動が相当量発生していたとして、Y らの不法行為の成立を認めました。

過去の騒音・振動が問題となる紛争において、発生源が工場や事業場ではなく、本件のような建設・解体工事である場合は、工事や騒音・振動の発生源となる作業の終了などの事情により、施工期間中に騒音・振動の測定が実施されず、客観的な測定結果が存しないことがあります。本件では、①本件工事の内容（対象建物の規模・構造、コンクリート塊廃棄物の発生見込量、重機の使用、コンクリート塊を砕く作業の実施）、②x 建物内の状況（食器棚が音を立てて揺れたこと、壁に掛けていた時計が遅れたこと、X において揺れは震度3よりも強く感じられたこと）、③x 建物や本件工事現場の近隣の状況（近隣の住民等がA市などに苦情を申し入れたこと、近隣の住民が騒音・振動により目が覚めたり、テレビの音が聞こえないことがあったこと、住宅の外壁にクラックが発生しているのを発見したこと）等の事情から、本件工事により相当量の騒音・振動が発生したことを認めました。本件は、このように騒音・振動について客観的な測定結果が存しない事例における騒音・振動の程度の認定の仕方について、実務上参考になるものと考えられます。